

# **いじめ防止基本方針**

**平成30年4月**  
**妙高市立新井中学校**

# 妙高市立新井中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、「いじめはどの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」として認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

そのために、関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「妙高市立新井中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校基本方針は、いじめの防止等及び地域や家庭、関係機関等の連携をより効果的なものにするために、これまでのいじめ対策の蓄積を生かして、本校が実施すべきいじめの防止等の施策及び重大事案への対処等について、具体的な内容を定めたものである。

## 第1章 いじめの基本的なとらえ方

### 1 いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係※にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響※を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

### 2 いじめの態様（文部科学省の例による）

- (1) 冷やかす・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- (9) その他

### 3 いじめの防止等に向けた学校の方針

#### (1) 学校として

- ・学校いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、生徒とともに解決を図る。
- ・全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

#### (2) 保護者からの協力

- ・常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育むよう協力を求める。
- ・保護者自身がいじめは許されない行為であることを十分認識し、いじめの非人道性や相手を尊重することの大切さを我が子に深く理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進めるよう協力を求める。

## 第2章 いじめ防止等のために実施する施策

### 1 「妙高市立新井中学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「妙高市いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「妙高市立新井中学校いじめ防止基本方針」として定める。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、適応指導担当、養護教諭、ハートフル相談員とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。(内容については、校長、学年主任に相談・報告する) いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、父母と教師の会、地域社会、民生委員、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

### 3 いじめ対策委員会の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上での中核となる。

イ いじめの通報並びに相談窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を収集・整理する。

エ いじめの疑いに関する情報があったときには速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等について校内の中核となってその対応にあたる。

### 4 いじめの防止等のための具体的な取組

#### (1) 教職員の姿勢

教職員は、いじめはどの子にも起こり得るという認識に立ち、生徒、保護者、地域との連携を密にして、いじめの防止等に全校体制で取り組む。

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されることで生命

又は身体に重大な危険が生じ得ることを十分認識して、いじめの防止等に取り組む。

教職員は、日頃から生徒に対する丁寧な見取りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や信号を普段の何気ない言動の中から見逃さず、鋭く見抜く感性を絶えず磨くように努める。また、いじめの「加害者」「被害者」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう留意する。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ・ 道徳教育、人権・同和教育の充実
- ・ 仲間づくり活動の実施
- ・ 情報モラル教育の充実
- ・ ハイパーQ Uアンケートの実施
- ・ 生徒会活動で生徒によるいじめ防止キャンペーン活動の実施
- ・ 各種行事の事前指導の徹底
- ・ 職員研修会の充実
- ・ 小学校との連携

(3) いじめの早期発見のための取組

- ・ 週末・月末アンケートの実施
- ・ 各学級における教育相談の実施
- ・ 各学級におけるミニ班会議や班長会の実施
- ・ 教職員による授業時や休み時間の校舎巡視
- ・ 教職員による定期的な終礼、学年部会、生徒指導部会の実施
- ・ 家庭訪問の実施
- ・ 保護者との個別面談の実施

(4) いじめへの対処

ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。

イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事案の全貌を明らかにするための方針を指示する。

ウ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。

エ 被害生徒に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。

オ 加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後の在り方を考えさせるよう努める。

カ 被害生徒の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事案の報告をするとともに、学校管理下の事案である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。

キ 加害生徒の保護者に対しては、事案の詳細を説明して事案解決への指導方針について理解を得るとともに、加害生徒を同伴し、被害生徒を訪問して謝罪するよう促す。

ク 周りの生徒に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるように指導する。

ケ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の生徒及び保護者に開示し、その

後の事案発生防止のための契機とするよう努める。

コ いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事案においては、警察や児童相談所と連携して対応する。

サ 被害生徒の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害生徒及びその保護者を一堂に集め、いじめ対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。

シ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。

### 第3章 重大事案への対応

#### 1 重大事案の意味

(1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間\*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

#### 2 重大事案の報告

(1) 学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会に報告する。

※いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 教育委員会は学校からの報告を受けた後、事実関係を整理し速やかに市長へ報告する。

#### 3 重大事案の調査

(1) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

被害生徒の心の安定を図るため、当該生徒が信頼を置く教師をともなって、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したがる傾向が見られることから、生徒の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害生徒から得た情報と照合を図り、事案の全貌把握に努める。

(2) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き、事案を報告した上で、在籍生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害生徒の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

(3) いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害生徒の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

#### 4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査より明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、生徒のプライバシー保護に十分配慮する。

(2) 教育委員会への報告

校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

#### 5 その他

教育委員会から再調査の指示があった場合には、不足用件についての情報収集を速やかに行い、校長が教育委員会へ再報告する。